

## 意見交換会の意見の概要及びこれに対する事業者(又は吹田市)の見解

	項目	意見の概要	当日の回答
1	事業計画	要約書P2に「周辺地域に開かれ、地域をつなぐ安全な動線計画」とうたうのであれば、華明会と接続されるべきではないか。本事業だけでなく、近畿財務局跡地の開発もあるため、華明会は受ける影響が大きい。せめて、人と自転車が来できる道路は必要。	地域をつなぐ動線としましては、円山町方面と垂水町方面、名神高速方面をつなぐ動線を計画しております。動線計画を示した要約書P2の図の縮尺では分かり辛いですが、円山町(華明会)側の道路と事業計画地の間、細長い第三者の土地があり、事業者としてはどうすることもできませんので、現在の計画となっています。
2	事業計画	建設機械の稼働時における大気汚染項目の二酸化窒素の予測結果において、環境基準は満足するが、吹田市の環境目標は上回っているとの説明があったが、我々はそういった工事を受忍することになる。華明会への接道などをお願いしたい。	
3	事業計画	第三者の土地はどのような形状のものなのか。	
4	事業計画	第三者の土地について、所有者から協力が得られないという説明があったが、どんな協力が得られなかったのですか。	
5	事業計画	道路接続の話は一切聞いておりません。私はその第三者の土地の所有者です。私の会社が所有しています。円山町の会長には協力するという返事をしています。地元、円山町にずっとおりますが、悪者にはなりたくない。私は、これまでも周辺地域で開発があった際に、土地の価値で総額5億円を市に寄付しており、今回の開発でも協力する旨を自治会長には伝えている。	
6	事業計画	一体誰が土地所有者と交渉したのか。	

意見交換会の意見の概要及びこれに対する事業者(又は吹田市)の見解

	項目	意見の概要	当日の回答
7	事業計画	北東部の空白地については、事業者が購入したと聞いているが、将来どのような計画をされているのか。マンションが建つようなことはあるのか。	用地確定をしておらず、確定がいつになるかは未定です。現時点で、本事業の計画地として、含めておりません。こちらについても、計画地と同様に吹田市風致地区内における建築等の規制に関する条例に基づく規制がかかっておりますので、仮に計画させていただくとすると、同様な計画になるかと思えます。戸建かどうかは決まってはいません。
8	事業計画	要約書P7の排水設備計画について、現在、排水をどのような方法で、どちらに流されるのか。今でも雨が降るとあふれるなどの問題が起こっている。現状の問題も含めて、吹田市はこの計画を了承しているのか。また、汚水についてはどうか。300軒の1割として、30軒が1軒当たり40～50リットルの汚水を同時に流すとしたら1200リットルにもなる。吹田市の下水課の方にも聞きたい。	公共下水の処理区域に入っており、吹田市の技術基準に従って、現在の処理区は変えずに、既存の下水管に放流する計画です。また、技術基準の中で、一時的な雨、洪水時の雨水については、区域の中に雨水抑制施設を設け、洪水時の雨水を一旦貯留し、抑制して放流することにより、下流の公共下水の負担を軽減する計画です。道路の下に、管内貯留といいますが、このエリア内でも地下に構造物をつくってこの中で貯留して抑制するというのも、今後関係部局と協議していくことを考えています。 汚水について、区域内は分流式なので、汚水と雨水を別々に収集して、今回、放流先は合流式になっているので、公共下水道の合流式の方へ放流する計画です。ご意見も踏まえ、ゲリラ豪雨にも防災上対処しながら、汚水についても公共下水道の基準を守って放流するよう努めていきたいと考えています。  (吹田市環境政策室) 本日、下水道部は参加していませんが、技術的な協議の方を事業者と下水道部の方で行っていくこととなりますので、ご指摘については下水道部も把握していると思えます。貴重なご意見として賜りまして、今後、事業者との協議の中で、問題が起こらないように、現状、問題があることも踏まえながら、事業者と市で協議を進めてまいりたいと思えます。
9	事業計画	抜け道にならないようにするとの説明があったが、具体的にはどういうことか。	歩車共存道路やイメージハンプとすることによって、事業計画地を通り抜けしにくいようにし、周辺の方々の利用は、既存の道路を利用させていただくように考えています。
10	事業計画	私は計画地の南西部の垂水西橋に向かう道路沿いに住んでいるが、計画地の中に垂水西橋に接続する車道がないので、300世帯の車が、垂水西橋を渡るために、家の前の狭い道路を抜けてこられるのが心配。	ご懸念があるということは、お聞きしておきたいと思えますが、計画地外のことですので、事業者としては、何ともお答えできません。
11	大気汚染	吹田市環境目標について、満たしているのかどうか、詳しく説明してほしい。	要約書のP49、大気汚染の a.建設機械の稼働の二酸化窒素の部分で、「吹田市環境目標を上回るものの、環境基準を下回っている」と記載のとおりです。
12	交通安全	要約書P44に記載しているマウントアップ歩道とは何か。	マウントアップ歩道は、普通によくある歩道で、車道より歩道が少しあがって段差があるような歩道のことです。
13	交通混雑	大林組のトラックがたくさん事業計画地の中に入っていくが、何を工事しているのか。トラックが行き違えないところがある狭い道である。工事車両はどういうルートか。	今、事業計画地の中に入っているトラックは、野村不動産さんの事業の車両です。野村不動産さんが工事に入られるときに、生活道路を通らないようにしてほしいというご意見があったと聞いており、円山垂水一号線から本事業地を通るルートとなっています。本事業においても、同様のルートとなりますが、工事用車両が集中しないようにすること、また、狭い道路ですので、工事関係者には十分注意するよう指示して行っていきます。
14		名神高速側道沿いのマンションに住んでいるが、気分が悪くなるほどトラックやダンプがすごく通っており困っている。現在の野村不動産の工事トラックだけでも、窓を開けられない生活を強いられている。大林新屋和不動産と野村不動産の工事により、今後4年間、窓を閉めて生活しなくてはいけないのか。	

意見交換会の意見の概要及びこれに対する事業者(又は吹田市)の見解

項目	意見の概要	当日の回答
15	<p>ディオレ江坂の前の道路について、今後4年間、1日のダンプの発生は何台になるのか。騒音の問題でディオレ江坂の前では既に被害が出ている。なぜかという、かなりの坂になっており、ダンプがそこでふかして行く。それに関わる環境問題、周辺の環境について配慮しないということであれば、我々、当マンションとしては、名神高速側道にダンプを通すということに対して強硬に反対したいと考えている。</p>	<p>本工事で発生するダンプカーが最大になるのは、着工後16ヶ月目になりますが、一日に92台のダンプが発生すると予想しています。これについては、工事車両が入場してから退場するまで、1日11時間程度ありますが、平均すると1時間に10台程度と想定しています。</p> <p>その時に発生する騒音は、お手元の要約書P54の表に示すとおり、名神高速の側道の地点で予測しており、68.4dB、複合影響で68.6dBであり吹田市の環境目標値及び環境基準値70dBを下回る結果となっています。</p>
16	<p>ディオレさんの前から計画地の入口までの間、ダンプ街道になっている。道がものすごく狭い。昔、道が狭いから、ガードレールだけあったが、それが今ガードレールの一部を取っている。歩道を確保してほしい。やっぱり事業者さんが歩道を設置すべきだと思う。検討をお願いしたい。名神高速側の方に歩道を設ければよいではないか。</p>	<p>ご意見のところは、大林新星和不動産の持っている土地ではありませんので、道路拡幅ということになると隣接の方のご協力が必要となるので難しいと思います。</p> <p>名神高速側に歩道を付けるというご意見についても、既に高速道路で現実的に難しく、法面についても所有者さんのご協力が必要となるので難しいと思います。</p>
17	<p>防災というのは非常に大きな問題だ。現在、私達は避難所は日生グラウンドだと吹田市から説明を受けている。今回、日生グラウンドがなくなることについて具体的に我々がどこに避難すればいいのか教えてほしい。</p>	<p>(吹田市危機管理室)</p> <p>一時避難地は、地震等災害時に一時的に避難していただく場所で、一定の広さのあるところを指定していますが、災害時に家が全半壊する等して避難生活を送って頂く避難所のことではありません。避難所は小学校、中学校、公民館などの施設が指定されています。</p> <p>また、市の防災計画では、お近くの避難所や一時避難地の場所はお示ししています。しかし、どこの住民の方が、どの一時避難地、避難所に行くかということは、災害時の状況により変わりますので、指定をしておりません。安全に、早く行けるところに避難してください。</p> <p>なお、一時避難地は、基本的には公共の土地ですが、一部、民間にもお願いし承諾を得て指定をしております。今回、千里山グラウンドの土地活用ということで、事業者が戸建開発を計画されていますが、一時避難の機能がなくなるものではありません。事業者の方で計4,000m<sup>2</sup>程の公園を計画するとともに、防災機能をアップさせることを検討されています。一時避難地の空間としては、1m<sup>2</sup>あたり1人で算定しますので、4,000m<sup>2</sup>の場合、4,000人収容となります。また、この地域については現在、関西大学が、今後、一時避難地の機能プラス避難所機能も備えて頂くことも検討しており、この地域トータルの防災機能を確保していくことを考えています。</p>
18	<p>一時避難地が一時的に避難する場所だとしても、たったこれだけの公園に一時避難しなければならないのか。</p>	<p>要約書では、文言でしか記載しておらず、具体的な数字は記載しておりません。この辺の資料については、これを抜き出してお配りするという事は考えておりませんが、これらの資料については、評価書案というのがあり、市役所や、豊一市民センター等に閲覧という形でございますので、ご確認いただきたいと思います。</p>
19	<p>要約書P60の安全のところ避難所に関する数字が記載されていない。学校に関する詳しい表も要約書には記載がないが、配布してもらいたい。華明会では、避難の際や就学についてなど重要な事項である。</p>	<p>要約書では、文言でしか記載しておらず、具体的な数字は記載しておりません。この辺の資料については、これを抜き出してお配りするという事は考えておりませんが、これらの資料については、評価書案というのがあり、市役所や、豊一市民センター等に閲覧という形でございますので、ご確認いただきたいと思います。</p>
20	<p>水や土、地下水について、影響がないということで、環境影響評価項目から外されているが、垂水社社の滝の水量は、名神高速道路のできる前とできた後とは、明らかに減少している。</p>	<p>環境影響評価項目の選定について、本事業においては大規模な地下水の汲み上げ等を行わないため、環境影響評価項目としては除外しています。</p>

意見交換会の意見の概要及びこれに対する事業者(又は吹田市)の見解

	項目	意見の概要	当日の回答
21	その他 (地下水)	<p>垂水神社関係者から大林新星和不動産に対して、大林新星和不動産が所有する部分の垂水の森の寄付、地下水調査を要望した。</p> <p>については、寄付だけでなく斜面地の防災工事も大林新星和不動産が実施、については、通常の開発では必要としない掘削深さでのボーリング調査を大林新星和不動産が実施、ということになり、大林新星和不動産にはその点は感謝しているが、のボーリング結果の解釈については納得をしていない。ボーリングデータをもって、吹田地学会で分析をお願いしてまとめたので、その資料を配布させて頂き(資料6参照)、吹田地学会から説明していただく。</p> <p>吹田地学会としては、配布資料に記載のとおり、1つの解釈として、大林新星和不動産の「ボ-リングデータより2層の粘土層(資料6のP4に示す柱状対比図参照)が分布し、地層の最大傾斜方向は南西方向」という解釈とは別の「粘土層は3層(資料6のP3に示す柱状対比図参照)分布し、地層の最大傾斜方向は南方向」という解釈があり得ると考えている。</p> <p>吹田地学会から説明があったように、ボーリング調査結果から、大林新星和不動産は地下水の流れは南西方向に流れているため、日生グラウンドに降った雨の水は垂水神社の滝には関係しないと結論付けているが、吹田地学会の資料では、同じデータを確認した結果、地下水は南方向に流れており、事業の実施は垂水の滝に大いに影響すると結論付けており、結果が違っている。</p> <p>これを解決するには、ボーリングをあと1本掘れば、白黒つくのではないかと思うので、垂水神社関係者としては、是非やって頂きたいと考えている。</p> <p>これに関して、事業者は雨水について浸透樹、底の抜けた樹を設けて地中に逃がすということをされると伺っており、これについては、見守っていかねばならないと思ってる。</p>	<p>本意見については、文書の配布がありましたので、その内容を確認して、改めて回答させていただきたいと思えます。</p>
22	その他	<p>今回の意見交換会について、私が居住するマンションは全86戸あるが、全戸に案内書が入っていません。どういう経緯でそうなったのか、説明を求めます。</p>	<p>吹田市の条例に基づき、各戸配布ということで、住宅地図を確認しながら、配布しております。関係地域内をくまなく配布しましたが、中には配り漏れといったこともあったかもしれませんが、また、集合住宅などについては、セキュリティーの問題や投函禁止といったステッカーがあるところもあり、そういうところについては、配布をご遠慮させていただいたところもあり、原因は特定できませんが、それらのことが考えられると思えます。申し訳ございませんでした。</p>
23	その他	<p>工事中の遵守事項(環境取組)が配布された資料(要約書)に記載されていないが、工事前に住民に配布してくれるのか。</p>	<p>現在は、環境取組を踏まえ計画をしている段階で、計画が固まってから工事業者を決めることになっています。工事業者がまだ決まっていない状況ですので、工事業者が決まって、工事計画が確定したら近隣の皆様を対象に工事の説明会というのを行うことを考えています。環境取組を前提に工事を行っていくということで考えております。</p>
24	その他	<p>審査会のメンバーと、どこからどういう問題が挙がってきたときに審査するのか。</p>	<p>(吹田市環境政策室) 環境影響評価制度は、一定の規模の事業につきまして、条例の対象としています。今回の住宅団地の建設で言いますと、3haまたは500戸以上の住宅が建つ場合に、アセスメントの審査会を開催するということになっております。メンバーは、地元の大阪大学、関西大学を中心に15名のメンバーとなっております。後ほど、メンバーについては、お知らせさせていただきます。</p>

意見交換会の意見の概要及びこれに対する事業者(又は吹田市)の見解

項目	意見の概要	当日の回答
25	<p>垂水町一丁目の方ではカラスに大変迷惑している。糞害や鳴き声もあり大変である。計画地でこれから緑化が進み、木も増えると、カラスの問題も大きくなる。事業者はカラスの問題を解決し、事業価値を考えるべきではないか。また、吹田市の考えはどうか。明確な回答を求める。</p>	<p>動植物の調査も行っており、カラスについても観察しており、多いということも確認しております。現在は、計画地の中というよりも、周辺で生息しているということを確認しております。事業によって、カラスの住みかが変わるということはないと考えています。今後、緑化の計画もありますので、ご意見としてお伺いして、そういうことも注意していきたいと思っております。</p> <p>(吹田市環境政策室)</p> <p>カラスの問題については、いたるところ、市内全域、本市域に限らずだと思います。ですが、カラスは鳥獣保護管理法により保護をされており、カラスにごみなどで餌を与えないように、市民の皆さんと自治体のできることをやりながらカラス対策を進めさせていただくということしかないと考えております。</p>
26	<p>意見書を出しても回答がない。前回の提案書の際も一切回答がない。まずい話は回答しないんでしょう。</p>	<p>前回の提案書の際に頂いた意見書については、回答を要約書にも載せていますし、吹田市のホームページにも公開されています。意見書、質問書として出していただくと、事業者の見解書として吹田市に提出し、吹田市から公開させていただきます。</p>
27	<p>ここで出された意見については無視ですか。前回は、円山垂水一号線について、道路公団の防音壁が出張ってきたため、狭くなり、そのまま放置しておく大変危険だと、吹田市に申しあげている。</p>	<p>この意見交換会でいただいた本事業に対するご意見、また、意見書、質問書にて頂いたご意見についても、評価書に記載させていただき、事業者の見解書については、吹田市のホームページで公開されます。</p>
28	<p>こういう機会はまたもって頂けるのか。工事開始までは、まだ少し時間がかかるのか。工事説明会はあるのか。</p>	<p>評価書案の意見交換会は、本日だけと考えております。工事の開始につきましては、アセスの進捗状況にもよりますので確定ではありませんが、我々の希望としましては、来年の春頃からの着工を希望しています。工事に関することにつきましては、工事業者が決まり次第、また必要な事項について、住民の方々にお知らせさせていただく考えです。</p>